

10. 緊急経済対策

昭和62年5月29日

経済対策閣僚会議

現下の国際経済情勢をみると、主要国の経済成長は力強さを欠いており、国際収支不均衡は、是正の方向にあるものの、なお大幅である。一方、国内景気は底固さはあるものの、製造業を中心に停滞感が続き雇用面も厳しい状況にある。

以上のような我が国の置かれている厳しい経済情勢を踏まえ、我が国としては、主要国との政策協調を推進しつつ、内需を中心とした景気の積極的な拡大を図るとともに、対外不均衡の是正、調和ある対外経済関係の形成に努めることが急務となっている。

このような努力は、経済審議会建議「構造調整の指針」に示された我が国の構造調整の進展に資するものであり、国民生活の質の向上に寄与することになる。

このため政府としては、早急に6兆円を上回る財政措置を伴う内需拡大策を講じるとともに、所要の財政措置を含む対外経済対策を講じる。

6兆円を上回る財政措置については、中央政府、地方公共団体、公的機関による措置及び所得税等の減税からなるものとする。

記

I. 公共事業等

1. 公共事業等の施行促進

昭和62年度の公共事業等については、上半期末における契約済額の割合が全体として過去最高を上回る80%以上となることを目指して、可能な限り、施行の促進を図る。

また、公共事業の配分に当たっては、各地域の経済情勢、社会資本の整備状況等を勘案して適切に行うものとする。

2. 公共投資等の拡大

公共投資等については、次のとおり総額5兆円の事業規模を確保することとし、所要の補正予算措置を講ずる。

(1) 一般公共事業については、日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用を図りつつ、事業費2兆4,500億円を追加する。

事業費の追加に当たっては、円高による影響等各地域経済の実情に配慮するとともに、新規用地取得を要しない等速やかな施行が可能であり波及効果の大きな事業を対象とする。

(2) 災害復旧事業については、復旧進度を大幅に高めることにより速やかな事業実施を図ることとし、事業費4,500億円を追加する。

(3) 教育、研究開発等に係る施設等の拡充を図ることとし、事業費3,500億円を追加する。

(4) 日本道路公団等の事業費を2,500億円追加する。

(5) 地方単独事業については、地域の実情に応じ地方債の活用等を図ることにより、追加財政措置8,000億円を含め、その円滑な施行を期待するものとする。

このため、道路、河川等の追加事業に対し起債充当率の引上げを行うほか、不況地域等の経済活性化に資するため、地方債による特別の配慮を行う。

(6) 住宅金融公庫については、事業規模7,000億円（貸付戸数増2万5千戸等）の追加を行う。

Ⅱ. 減税

衆議院に設置された税制改革に関する協議機関における協議の状況を踏まえ、速やかに直間比率の見直し等税制の抜本改革の実現を図り、その一環として、昭和62年度において総額1兆円を下らない規模の所得税等の減税先行を確保する。

Ⅲ. 住宅投資の促進

住宅投資については、宅地の円滑な供給を図りつつ、建替え、リフォーム等を含め、更にその促進を図る。このため、住宅金融公庫について貸付金利を引き下げるとともに、融資制度を拡充するなど、別紙1に掲げる各種の措置を講ずる。

IV. 地域活性化の推進

地域における雇用問題の厳しさ等の経済情勢に対処し、地域の特性を活かした産業の振興・体質強化、地域住民の生活の質の向上等を図るため、別紙2に掲げる諸措置を推進する。

V. 民間活力の活用等

1. 民間活力の活用

民間活力を最大限に活用して内需の振興を図るとともに、地域活性化を進めるため、別紙3に掲げる諸措置を着実に実施する。その際特に、各種事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用、体制整備等を行い、民活プロジェクト等の基盤整備を行うこととする。

なお、これらの施策の実施に当たっては、地価の安定に十分配慮しつつ行うものとする。

2. 設備投資減税

税制改革の実現を図り、民間の研究開発等内需指向型の設備投資を促進するための減税を行う。

VI. 中小企業対策等の推進

円高等内外の経済環境の急激な変化に直面する中小企業の構造転換等を支援するため、特定地域中小企業対策臨時措置法に基づく「特定地域」の追加指定、政策金利の引下げ、特定地域中小企業特別融資、中小企業国際経済調整対策等特別貸付について期間の延長及び規模の追加等、別紙4のとおり、中小企業対策を拡充する。

また、金属鉱業について、金属鉱業経営安定化融資の融資対象事業の拡充等を行う。

VI. 雇用対策の充実等

別紙5のとおり、「30万人雇用開発プログラム」の着実な実施、各種助成金制度の改善、職業訓練体制の整備等雇用対策を充実するとともに、週休2日制の普及等労働時間の短縮を図る。

Ⅶ. 円高差益の還元等

円高等による効果の国民経済への浸透を進めるため、引き続き円高差益の還元等を推進する。

1. 公共料金等については、今後とも機動的に、可能な限りその引下げに努めるものとし、引下げが困難なものについても、当該事業の収支状況等を勘案しつつ、料金等の長期安定、サービスの改善等を図るとの基本方針の下に、円高差益の還元等を推進する。
2. その他一般商品についても、円高等の効果が市場メカニズムを通じて国内販売価格に適正に反映され、円高メリットが、消費や、輸入の拡大などに一層結びつけられるよう、主要輸入消費財等の価格動向等について調査を行う（6月末公表予定）など、引き続き積極的に情報提供を行うとともに、商店街等における輸入品フェアの開催、主要百貨店・スーパーにおける開発輸入の実態調査等を通じ、国民が円高メリットを享受しうるような環境の整備に努める。

Ⅸ. 金融政策の機動的運営等

1. 内外経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。
2. 資金運用部の預託金利の引下げを行い、政策金利を引き下げる。
3. 民間金融機関等に対し、消費者ニーズの多様化に即応した新商品の開発を要請する等、別紙6のとおり、消費者金融の拡充等を図る。

X. 輸入の拡大、市場アクセスの改善等

1. 総額10億ドル規模の政府調達による追加的な外国製品の輸入を行うため、補正予算において所要の臨時異例の財政措置を講ずる。
2. 政府調達手続の改善（対象範囲の拡大、スーパーコンピューター調達における手続きの透明化を含む）を図るとともに、昭和60年7月に決定した「アクション・プログラム」の対象となる各機関において調達対象となり得る外国製品の発掘、外国供給者等の

参入機会に関する情報提供及び広報強化に努め、また外国供給者等の業者資格登録の拡大を図る。

3. 日本輸出入銀行の製品輸入金融を拡充し、金利の引下げ及び貸付期間の延長を行う。
4. 引き続き民間における一層の製品輸入拡大努力を要請し、随時フォローアップを行う。
5. 「アクション・プログラム」を推進する。
6. 金利の自由化、短期金融市場の拡充、外国金融機関の我が国市場へのアクセス改善等を積極的に推進し、我が国金融・資本市場の自由化・国際化を図る。
7. 海外旅行者の携帯品免税金額枠（現行10万円）を、本年7月1日から、2倍の20万円に引き上げる。

XI. 国際社会への貢献

現在、多くの開発途上国が累積債務の増大、一次産品価格の低迷等から経済困難に直面している事態にあることを踏まえ、我が国は、国際社会への積極的貢献のため、その具体策として、これに伴う所要の予算措置を講じ、これらの諸国が必要とする資金の供給、技術移転等を拡充することとする。

1. 政府開発援助の第3次中期目標については、極力その早期達成を図ることとし、少なくとも7年倍増目標の2年繰り上げを実施し、65年のODA実績を76億ドル以上とする。また、援助実施体制の拡充を図る。
2. 開発途上国（特に債務国）に対する資金還流を促進するため、今後3年間で新たに200億ドル以上の完全にアンタイドの資金を国際開発金融機関への拠出等や日本輸出入銀行、海外経済協力基金及び民間資金の動員により還流させる。その具体化のため、アジア開発銀行等国際開発金融機関において特別ファンドを創設し、海外経済協力基金において、国際開発金融機関との協調融資を進めるとともに二国間での譲許的な経済政策支援のための借款を供与することとし、また日本輸出入銀行のアンタイド・ローンの活用を図る。

3. 開発途上国に対する我が国の技術移転を一層促進するため、民間活力の活用も加え、専門家派遣事業等技術協力を抜本的に拡充する。また、内外の研究機関を活用する国際研究開発協力を拡充する。

4. アフリカ諸国等後発開発途上国に対しては特別の配慮が必要となってきていることを踏まえ、3カ年で5億ドル程度のノンプロジェクト無償援助の実施を含め、贈与の拡大や債務救済等積極的な支援策を講じる。

（別紙 1）住宅投資の促進

(1) 住宅金融公庫融資等の拡充

① 住宅金融公庫については、貸付金利を引き下げるとともに、新築、建替え、リフォームを促進し、居住水準の向上に資するため、次のような融資制度の大幅な拡充強化を図る。

(イ) 貸付限度額の引上げ（大型住宅等について140～250万円引上げ）

(ロ) 個人住宅の建替えについて貸付額の加算（100万円加算）

(ハ) 特別割増貸付額の増額（分譲住宅等について250万円増額）

(ニ) 分譲住宅の譲渡価額限度額の引上げ（最高限度額5,000万円）

(ホ) 立体増築について貸付限度額の引上げ（100万円引上げ）、住宅設備に係る無担保貸付の促進（住宅リフォーム促進基金の設置）、マンション管理組合に対する住宅改良貸付の実施

(ヘ) 民間賃貸住宅貸付へのステップ償還制度の導入

② 勤労者財産形成持家融資の充実を図る。

(2) 民間金融機関への要請

個人向け住宅融資について、金利の引下げ、融資資金の安定的な確保、リフォームローン等利用者のニーズに即応した商品の提供、広報への積極的な取組みを要請する。

(3) 特定市街化区域農地に対する課税については、現行制度発足以来5年間の長期営農継続農地に対する徴収猶予の運用実績を調査検討し、その結果を踏まえ、本制度の運用について地方団体を指導する等必要な措置を講ずる。

(4) 首都圏、近畿圏を中心とする大都市圏における住宅建設の増大と当該圏域における地価の安定に資するため、住宅・都市整備公団の現在施行中の宅地供給を促進する。

(5) 増改築のための情報提供システムの普及及び住情報提供体制の整備、人材育成並びに啓蒙普及事業等を促進することにより、住宅リフォームの促進及び住宅関連機器の導入促進を図る。

(6) 小規模合併処理浄化槽設置の促進

下水道整備計画との調和を図りつつ、小規模合併処理浄化槽の普及を促進するため、本年中に当該浄化槽の構造基準を作成する。

(7) ホームエレベーターの普及促進

個人住宅に設置する高齢者、身体障害者等のための小型のホームエレベーターについて、その設計指針等を活用し、普及促進を図る。

(別紙2) 地域活性化の推進

(1) 地域産業基盤の整備

「工業再配置促進法」に基づき、技術高度化施設、人材開発施設等地域産業基盤の整備を図る。

(2) 「産業構造転換円滑化臨時措置法」に基づく特定地域の追加指定を行う。

(3) 土地の有効利用により、地域経済の活性化に資するため、土地信託の一層の活用を図る。

(4) 農林水産関係公共投資及び公共的投資の実施により、農林水産業の体質強化を推進するとともに、地域経済の活性化に資する。

(5) 集落地域整備の推進

「集落地域整備法」に基づき、集落地域整備基本方針の早期承認を期するとともに、集落地区計画及び集落農業振興地域整備計画に即し、集落地域の整備を推進する。

(6) 公共用ヘリポートの整備を推進することとし、地域間の交流の活性化を図る。

（別紙3）民間活力の活用等

(1) 日本電信電話株式会社の株式売却収入の活用による地域経済の活性化

日本電信電話株式会社の株式売却収入を活用し、民活法対象事業等に対する助成の拡充を行うことにより、経済社会の基盤の整備を推進し、地域経済の活性化を図る。

(2) 都市再開発等の推進

① 民間都市開発推進機構による都市再開発等の推進

地方都市等における都市再開発、港湾再開発等の優良な民活プロジェクトの促進を図るため、「民間都市開発の推進に関する特別措置法」に基づき、民間都市開発推進機構を通じて、早期に長期低利資金の供給等の支援措置を講ずる。

② 規制の緩和

土地利用の動向、公共施設の整備状況、優良プロジェクトの進捗状況等を踏まえた用途地域等の的確な見直しを推進するとともに、特定街区、総合設計制度等による容積率の割増しに関する運用改善通達の周知徹底を図る。

地方都市における線引きの運用の弾力化に関する通達の周知徹底を図る。

「建築基準法」の改正を受けて、道路幅員による容積率制限の合理化及び第一種住居専用地域内における建築物の高さ制限の合理化、木造建築物に係る制限の合理化等を図る。

③ 特定都市鉄道整備の推進

「特定都市鉄道整備促進特別措置法」に基づき、整備事業計画の認定を行い、特定都市鉄道整備積立金制度を活用することにより、大都市圏の鉄道の複々線化及び大規模改良工事の促進を図る。

(3) 民活法による特定施設整備の推進

「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」の改正を受けて、国際情報型地域開発基盤施設及び国際ビジネス交流基盤施設について、早急に基本指針の策定を行う。

(4) 総合保養地域の整備の推進

「総合保養地域整備法」に基づき、早急に基本方針の策定等を行い、総合保養地域の整備の積極的な推進を図る。なお、この場合、国有林野等の有効活用を促進する。

(5) 大規模プロジェクトの推進

① 東京臨海部の再開発の推進

東京臨海部の再開発に関し、関係省庁及び東京都等で構成する東京臨海部開発推進協議会において、地域全体の開発の基本方針及び広域的根幹施設の整備に関する基本方針を早期に策定する。

② 関西文化学術研究都市の建設の推進

「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づき、早急に基本方針の策定及び建設計画の承認を行い、関西文化学術研究都市の建設の積極的な推進を図る。

③ 関西国際空港等の建設の推進

関西国際空港、東京湾横断道路及び明石海峡大橋について建設事業の着実な推進を図るとともに、伊勢湾岸道路についてできる限り早期に事業に着手する。

(6) 国公有地等の有効活用

民間活力を活用した国公有地等の有効活用を図るため、土地信託制度の活用を含め、土地の処分等の着実な実施を期する。

国鉄跡地（日本国有鉄道清算事業団所有地）については、資産処分審議会の意見を聴いて、その処分の促進を図る。

（別紙４）中小企業対策等の推進

（１）特定地域対策

- ① 特定地域中小企業対策臨時措置法に基づく「特定地域」の追加指定を行う。
- ② 特定地域中小企業特別融資の取扱期間の延長及び貸付規模の追加を行う。
- ③ 特定地域中小企業対策臨時措置法に基づく特定地域関係保証の取扱期間の延長及び保証規模の追加を行う。

（２）事業転換対策

- ① 中小企業国際経済調整対策等特別貸付の取扱期間の延長及び貸付規模の追加を行う。
- ② 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法に基づく国際経済関連保証等の取扱期間の延長を行う。

（３）一般金融対策

- ① 資金運用部預託金利の引下げを行い、各種政策金利の引下げを行う。
- ② 政府系中小企業金融機関による既往貸付金の返済負担の軽減措置（「不況業種元利返済資金緊急融資制度」）を拡充・延長する。
- ③ 中小企業者の担保力・信用力を補完し、その資金調達の一層の促進を図るため、信用保証協会の保証業務の一層の円滑化を進める。

（４）下請中小企業対策

- ① 親企業の下請中小企業に対する不当なしわ寄せを防止するため、引き続き下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図る。

- ② 下請中小企業の仕事量の確保のため、「10万事業所発注情報開拓プロジェクト事業」の創設等により、下請企業振興協会を通じた下請取引の機動的かつ広域的なあっせんの一層の推進を図る。

(5) 金属鉱業対策

金属鉱業について、金属鉱業経営安定化融資の融資対象事業の拡充等を行う。

（別紙５）雇用対策の充実等

- (1) 「30万人雇用開発プログラム」の機動的かつ着実な実施に努める。特に、地域雇用開発等促進法に基づく総合的な地域雇用対策の推進により、地域における積極的な雇用開発を進めるとともに、職業転換訓練の活用、産業雇用安定センターの活動への援助等を通じ、特定不況業種等における労働者の失業を経ない円滑な労働移動を図る。
- (2) 特定不況業種及び雇用調整助成金の対象となる業種の指定を機動的に行うとともに、雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金制度等の改善のために必要な措置を講じ、失業の予防、高年齢者や特定不況業種離職者等の雇用機会の確保、再就職の促進を一層強力に推進する。
- (3) 職業能力の開発を適切かつ機動的に推進し、情報処理関係の技能者等を育成するための職業訓練体制の整備を進めるとともに、労働力の円滑な広域移動の促進のための措置を講ずる。
- (4) 週休2日制の普及等労働時間の短縮を図るため、労働基準法改正案の早期成立を図るとともに労使の自主的努力に対する指導、援助を積極的に推進する。また、公務員の週休2日制については、当面、4週6休制への円滑な移行に努めるとともに、閉庁方式の導入を検討するなど、引き続き積極的に推進する。

(別紙 6) 消費者金融等の拡充

- (1) 民間金融機関に対し、消費者ニーズの多様化に即応した新商品、新サービスの開発、提供、融資条件の改善等、消費者金融への積極的な取組みを要請する。また、同様の観点から、銀行のキャッシュカードの機能の充実及び店舗体制の整備を図る。
- (2) 販売信用の分野においても引き続き多重債務者対策等の推進に努めクレジット産業の基盤整備を図るとともに、最近の消費者ニーズの変化に対応した新商品の開発等をクレジット業界に対し要請する。また、エアコンディショナについて、割賦販売標準条件の撤廃を図る。
- (3) 政府系中小企業金融3機関等による事業者に対する従業員の福利厚生に係る資金の貸付けの促進を図ることにより、福利厚生水準の向上を通じて個人消費の拡大に資するよう努める。